

# 転入届の特例により転出される方へ (住民基本台帳カード・個人番号カードで転出される方)

転入先の市区町村役場では次のことに注意して届出をしてください。

## ☆転入の手続き

### 持ちもの

- ・転入する人全員分の住民基本台帳カード・個人番号カード
- ・窓口に行く方の本人確認書類（運転免許証、旅券、健康保険証、年金手帳等）
- ・印鑑

### 届出期間

転出届に記入した転出予定日から30日以内  
または  
実際に転入した日から14日以内のうちのいずれか早い日

- ※この期間を過ぎると住民基本台帳カード・個人番号カードによる転入はできなくなります。改めて転出地の市区町村で転出証明書をお取りいただくことになる場合があります。
- ※手続きの際には、数字4桁の暗証番号を入力していただきます。
- ※暗証番号を忘れてしまった場合や、暗証番号を間違えてロックがかかってしまった場合は再度暗証番号の設定の手続きが必要です。
- ※法定代理人の方は、本人の住民基本台帳カード・個人番号カードを持参し、暗証番号を入力することにより手続きができます。
- 同一世帯の方は、本人の承諾のもと、本人の暗証番号が分かれば、手続きができます。
- その他の代理人が手続きする場合は、転入先市区町村におたずねください。

## ☆住民基本台帳カード・個人番号カード継続利用の手続き

(住民基本台帳カード・個人番号カードを転入先市区町村で継続して利用するとき)

### 持ちもの

- ・住民基本台帳カード・個人番号カード
- ・窓口に行く方の本人確認書類（運転免許証、旅券、健康保険証、年金手帳等）
- ・印鑑

### 届出期間

上記の転入届を提出してから90日以内

- ※この期間を過ぎると住民基本台帳カード・個人番号カードの継続利用はできなくなります。
- ※手続きの際には、数字4桁の暗証番号を入力していただきます。
- ※暗証番号を忘れてしまった場合や、暗証番号を間違えてロックがかかってしまった場合は再度暗証番号の設定の手続きが必要です。
- ※法定代理人の方は、本人の住民基本台帳カード・個人番号カードを持参し、暗証番号を入力することにより手続きができます。
- 同一世帯の方は、本人の承諾のもと、本人の暗証番号が分かれば、手続きができます。
- その他の代理人が手続きする場合は、転入先市区町村におたずねください。

### 署名用電子証明書について

住所が変わることにより署名用電子証明書は失効します。  
必要があれば転入先市区町村で再度申請してください。

〒472-8666  
愛知県知立市広見3丁目1番地  
電話 0566-83-1111  
内線 198、199

知立市役所 市民課